

環 境 方 針

1. 基本理念

私たちの暮らしは、安定した気候やさきいな空気・水・豊かなみどりなどの恵みによって支えられています。しかし、地球温暖化や海洋汚染など、様々な地球環境問題が危機的な状況にあります。

このような中、2015年には「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択され、持続可能な社会の実現に向け時代は転換点を迎えており、大都市・大阪市としての役割、責任を果たしていくことが求められています。

こうした動向を踏まえ、大阪市では、大阪市環境基本条例等に基づき、市民・事業者等と協働して、以下のような環境施策を積極的に取り組んでいきます。

- (1) 脱炭素社会の実現
 - 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて、再生可能エネルギーのより一層の普及拡大やエネルギー消費の徹底した削減などを促進します。
 - CO₂吸収源に関する取組や、気候変動への適応に関する取組を進めます。
- (2) 循環型社会の形成
 - ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進していきます。
- (3) 快適な都市環境の確保
 - 生物多様性保全の推進など自然との共生を進めます。
 - ヒートアイランド対策や都市環境保全の取組を進めます。
- (4) 地球環境への貢献
 - 開発途上国の環境問題の解決や環境・エネルギー産業の発展に向けた取組を進めます。
 - 普段の生活の中で実施できる変革を広げ、地球環境に貢献する事業活動を応援します。
- (5) すべての主体の参加と協働
 - すべての主体が環境問題に関心を持ち、正しく理解し意識を高めるとともに、環境問題の解決に向けた行動を実践することをめざした取組を進めます。

この一環として、市役所自らも、職員一人ひとりが全庁的な独自の環境マネジメントシステムを着実に運用し、温室効果ガス排出削減など環境への負荷の低減に取り組めます。

今後とも継続的な環境改善に取り組み、市民や事業者等との協働のもと、大阪市は、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざします。

2. 基本方針

- (1) 環境への負荷の低減に取り組めます。
 - 本庁舎・区役所などの事務事業活動に係る環境への影響を把握し、目標を定め、定期的に見直しを行うなど、環境マネジメントシステムを着実に運用し、継続的な改善に取り組めます。
 - ① 省エネルギー・省資源、廃棄物の減量・リサイクルを推進します。
 - ② グリーン購入を推進します。
 - ③ 公用車への次世代自動車導入、物品等納入時のグリーン配送を推進します。
 - ④ 環境に配慮した公共工事や業務委託等を推進します。
 - ⑤ 環境に配慮した電力調達を推進します。
- (2) 環境に関連する法令等を遵守し、環境汚染の防止に努めます。
- (3) 環境方針及び活動成果を公表します。

令和 4 年 10 月 28 日

大 阪 市

環境方針

環境管理総括者（市長）は、本市の事務事業による環境への影響等を考慮し、環境マネジメントシステムを着実に運用するため、環境方針を定め、その内容を公表する。

1 環境方針の内容

環境管理総括者（市長）は、以下の事項を勘案して、環境方針を決定する。

- (1) 本市が実施する環境施策
- (2) 行政事務事業に伴う環境への影響
- (3) 環境に配慮した取組内容
- (4) 環境に関連する法令の遵守
- (5) 環境方針の公表

2 策定手順

- (1) 環境方針は、環境管理事務局（環境局 環境施策部）が素案を作成して起案し、環境管理責任者（環境局長）の承認を受ける。
- (2) 環境管理責任者は、承認した環境方針（案）を環境管理総括者（市長）に提示する。
- (3) 環境方針は、環境管理総括者（市長）の承認により決定する。
- (4) 環境管理総括者（市長）により承認された環境方針は、環境管理事務局（環境局 環境施策部）が全職員に周知するとともに、大阪市ホームページに掲載するなど、一般に閲覧が可能な状態にする。

【策定フロー】

